

吹田市自然体験交流センター 仕様書 一覧表

別紙	仕様書
1	清掃業務仕様書
2	警備業務仕様書
3	機械保守点検業務仕様書
4	樹木伐採剪定業務仕様書
5	自家用電気工作物保安管理業務仕様書
6	消防設備及び防火対象物定期点検業務仕様書
7	昇降機設備保守点検業務仕様書
8	自動扉保守点検業務仕様書
9	衛生設備保守点検及び浴槽循環配管内洗浄除菌業務仕様書
10	空調設備保守点検業務仕様書
11	廃棄物処理業務仕様書
12	施設整備に伴う業務仕様書
13	除草業務仕様書
14	寝具類賃貸借契約業務仕様書
15	食堂運営業務仕様書
16	害虫防除作業業務仕様書
17	防犯カメラ保守業務仕様書
18	Wi-Fi 保守業務仕様書
19	デマンド監視業務仕様書
20	指定管理者制度導入施設へのキャッシュレス決済導入に係る考え方(抜粋)

清掃業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センターの建物とその付属物の清掃及び敷地内の清掃

2 業務内容

○日常清掃

(1) 清掃日 休所日を除く毎日

※休所日は、臨時休所日(月1回年間12日程度)及び12月29日～1月3日

(2) 実施時間 午前9時から午後3時まで

(3) 清掃箇所 別紙①参照

(4) 清掃方法

- ・掃き掃除、ダストモップ及び水拭き掃除（適宜薬品を使用する）
- ・各トイレにトイレットペーパーを補給、ゴミの回収
- ・屋外清掃については、落葉清掃及び側溝の清掃
- ・別紙①清掃箇所の○の箇所を、順次清掃するものとする。

*箇所については、概ね週1回程度の清掃とする。

(5) 資機材の負担 ・必要な資機材、作業服類、図書及び文房具は受託者の負担とし、消耗品(トイレットペーパー、ゴミ袋)等は発注者の負担とする。

(6) 清掃報告 清掃員は、毎日の業務終了後、日常清掃業務管理日誌に記入し、発注者に提出のうえ、その確認を受けなければならない。

○定期清掃（ガラス清掃含む。）

(1) 清掃日 発注者が指定する日（協議の上）

(2) 実施時間 午前9時から午後5時まで

(3) 清掃回数 月1回

(4) 清掃箇所 別紙①・②参照

(5) 清掃方法 別紙②参照

(6) 清掃報告 受注者は、業務終了後速やかに、定期清掃業務実施報告書を発注者に提出のうえ、その確認を受けなければならない。

日常清掃及び定期清掃の清掃箇所

場所（部屋）名	面積（㎡）	日常清掃	定期清掃
【本館 1階】			
エントランスホール	98.4	○	○
風除室	15.0	○	○
ホール・ローカ	186.8	○	○
研修室・会議室	120.0	*	○
工作室（倉庫含む）	61.8	*	○
事務室（湯沸室含む）	118.6	○	○
男子更衣室・宿直室	24.0	*	○
女子更衣室	15.0	*	○
カウンセラールーム	31.1	○	○
警備員室	9.4	○	○
浴室（男・女）	77.8	*	○
脱衣室（男・女）	46.5	*	○
小浴室	12.0	○	○
小浴室脱衣室	10.0	○	○
トイレ（男・女）	42.0	○	○
多目的トイレ	5.9	○	○
階段	10.1	○	○
エレベーター内	5.4	○	○
玄関ポーチ	15.0	○	○
ウッドデッキ	221.2	○	○
【本館 2階】			
エントランス	67.0	○	○
ホール・ローカ	164.8	○	○
宿泊室（14室）	364.0	*	○
食堂	139.4	○	○
保健室	9.4	○	○
リネン室	20.0	○	○
トイレ（男・女）	38.1	○	○
洗面所	26.0	*	○
多目的トイレ	5.9	○	○
階段	10.1	○	○
ウッドデッキ	110.5	○	○

定期清掃箇所及び方法

別紙②

清掃箇所	清掃方法
【本館・床】	
御影石仕上げ部分	真空掃除機によるじんあい除去後、床面の中性洗剤による洗浄
風除室、ホール（１、２階）	
イベフローリング仕上げ部分	同 上
ホール、ロカ	
ウッドデッキ（１、２階）	
ナラ複合フローリング（塗装品）	真空掃除機によるじんあい除去後、床面の中性洗剤による洗浄、ワックス磨き
研修室、会議室、工作室（倉庫含む）	
ホール（２階）、食堂、ＥＶホール（PH）	
宿泊室	
ビニール床タイル（ＯＡフロアー）	同 上
事務室、湯沸室	
ビニール床タイル	
女子更衣室	同 上
カウンセラールーム、警備員室	
脱衣室（男・女・小浴室）、多目的トイレ	真空掃除機によるじんあい除去後、床面の中性洗剤による洗浄
リネン室、倉庫（２階）、トイレ（男・女）	真空掃除機によるじんあい除去後、床面の中性洗剤による洗浄、ワックス磨き
洗面所、多目的トイレ、保健室	
２００角磁器質タイル	真空掃除機によるじんあい除去後、床面の中性洗剤による洗浄
浴室（男・女）、小浴室	
５０角磁器質モザイクタイル	同 上
トイレ（男・女）	
【旧・管理事務所】	
Pタイル	真空掃除機によるじんあい除去後、床面の中性洗剤による洗浄、ワックス磨き
事務所、会議室、ロビー	
【その他施設】	
フローリング	真空掃除機によるじんあい除去後、床面の特殊雑巾による拭きあげ、ワックス磨き
キャビン（第１、第２）、多目的ホール	
【上記以外】	
壁面、天井等	塵はらい、特殊雑巾による拭きあげ
ガラス	内外周の汚れ落とし
その他	真空掃除機によるじんあい除去のみ

警備業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センターの建物及びその付属物の警備

2 業務時間

- (1) 開所日 午後 5 時 15 分から翌朝午前 9 時 00 分まで
- (2) 休所日 午前 9 時 00 分から翌朝午前 9 時 00 分まで
(臨時休所日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日)

3 業務内容

- (1) 不法侵入、挙動不審者の取締り
- (2) 時間外の出入者の確認
- (3) 鍵の受渡し及び保管
- (4) 時間外における玄関等、出入口の開閉
- (5) 甲が定める巡回経路を下記時間に巡回する。

◎ 巡回時間

- 開所日 18 時・20 時・23 時・6 時
- 休所日 10 時・14 時・18 時・23 時・6 時

◎ 巡回時計 アマノ・パトロールコーダー MODEL・PR-600【同等品可】

(6) 巡回内容

- (ア) 火気、危険物などの確認
- (イ) 水道の確認
- (ウ) 消灯の確認
- (エ) 施錠の確認
- (オ) その他、防災上必要と認める事項

4 緊急時における報告

警備員が、第 2 項に定める期間中に施設の機器の異常又は事故等を発見したときは、臨機に適切な措置を講ずるとともに、必要に応じ速やかに所長に報告するものとする。

5 緊急時における対応

警備員は、火災等における緊急時には、職員の指示の下、利用者の避難誘導を行うなどし、利用者の安全確保に努めるものとする。

また、宿泊利用時は、宿泊指導員と連携し、利用者の安全確保に努めるものとする。

6 警備終了後の措置

警備員は、毎日の業務終了後、警備実施結果を警備業務管理日誌に記入、提出のうえ、その確認を受けなければならない。

機械保守点検業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター内シャワー棟に設置しているボイラー

2 対象物件

ボイラー（ガス温水ヒーター G S F - V T I 5 0 型） 1 基

3 業務内容

- (1) ボイラーについて、正常且つ良好な状態を保つため、保守点検業務を行う。
- (2) ボイラーの保守点検は、年2回（5月・10月）に実施する。
- (3) 保守点検の結果、機器の故障等により修繕の必要がある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (4) 修繕の施工については、発注者と受注者の協議のうえ実施するものとする。

4 業務完了届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく発注者に対して、「機械保守点検業務実施報告書」とともに、「メンテナンス点検記録表」を提出しなければならない。

※ 現在、修理不能の状態で、今後、シャワー等の改修を予定。

改修後は、指定管理者の業務として、機械保守点検を行うものとします。

樹木伐採剪定業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター内における生垣及び高木

2 業務時間

開所日の午前 9 時 30 分から午後 4 時まで

※業務の都合上、休所日及び上記時間外で業務を行う必要がある場合は、事前に発注者の許可を得るものとする。

3 業務内容

発注者が指定する、自然体験交流センター内における生垣の剪定及び高木の伐採
年 2 回実施

4 留意事項

- (1) 施設及び他の植栽植物を損傷しないよう十分注意すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、第三者に損害等を与えないよう万全の対策をとらなければならない。
- (3) 発注者の指示に従い、刈り残し等のないよう実施すること。
- (4) 業務上生じた枝葉幹等は、法令を遵守し、適切に処理すること。

5 業務報告届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく発注者に対して受託業務完了届とともに、成果品を提出しなければならない。

受託業務に不備があった場合は、発注者の指示に従いその補完を行わなければならない。

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 保安管理業務委託契約書第2条第1項に基づき実施する受注者の保安管理業務は、発注者の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、受注者の受託する業務に含まないものとします。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じた臨時点検

2 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表（巡視、点検及び測定・試験の基準）のとおりとします。

3 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施します。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとします。
- (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。
- (3) △印のものは、保安協会の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合があります。

4 受注者は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要の都度行います。

- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
- (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言

(3) その他受注者がこの契約を履行するため必要な事項

5 受注者の設置する低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」といいます。）は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 受注者は、発注者の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、受注者の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼動するよう保守を行うものとしします。
- (2) 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとしします。
- (3) 受注者は監視装置が警報基準（設定の上限値を 50mA とする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」といいます。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、受注者の定めた対応基準により対応を行うとともに、受注者はその受信記録を3年間保存するものとしします。
- (4) 発注者は、受注者の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとしします。万一、発注者の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとしします。
- (5) 受注者は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとしします。

6 その他

この仕様書に定めのないことについては、発注者と受注者の協議のうえ定めるものとする。

巡視、点検及び測定・試験の基準（隔月点検）

[別 表]

NO.1

設 備		点検項目	工事期間 中の巡視、 点検 [週1回]	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]	
					年次点検 Ⅰ	年次点検 Ⅱ
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	引込線、支持 物、ケーブル等	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開 閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、 リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、 零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ㎞ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧	外観点検	○	○	○	○

	機器	10 キボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流地の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
設 置 工 事	設置線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○

設 備		点検項目	工事期間中 の巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]	
					年次点検 I	年次点検 II
構 造 物	受電室建物、キュービクル 式受・変電設備の金属製外 箱等	外観点検	○	○	○	○
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による		
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定			△	○
		比重測定	○	○	○	○
		液温測定			△	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○

注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。

3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。

4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。

5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。

7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難

な場合、漏えい電流測定に替えることがある。

- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10 ㍻ボルトによる絶縁抵抗測定は、6 ㍻ボルトの高圧設備に対して適用する。

設備容量

(1) 需用設備

- ・ 受電設備総容量及び電圧
200 K V A 6.6 K V
- ・ 非常用予備発電設備定格容量、電圧及び原動機の種類
【該当なし】

(2) 発電所

- ・ 発電設備定格容量、電圧及び原動機の種類
【該当なし】

(3) 手数料算定容量

200 K V A

消防設備及び防火対象物定期点検業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター内における消防設備及び防火対象物

2 対象物件等

設備名称	
消 防 設 備	○消火器具
	○自動火災報知設備（火災通報装置を含む）
	○ガス漏れ火災警報設備
	○火災通知設備
	○非常警報器具及び設備（非常放送設備）
	○誘導灯及び誘導標識（非常警報設備）
	○防排煙設備
★防火対象物定期点検	

※ 設備詳細は、別紙（消防用設備等一覧表）のとおり

3 業務内容

- (1)消防設備（消火器具、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、火災通報設備、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識、防排煙設備）は、外観機能点検（年1回）及び総合点検（年1回）を実施するものとする。
- (2)消防設備の点検時期については、外観機能点検（5月）、総合点検（10月）とする。
- (3)防火対象物定期点検業務（年1回）を実施するものとする。
- (4)防火対象物定期点検の時期については、総合点検後に実施するものとする。
- (5)保守点検の実施日時については、発注者と受注者の協議のうえ、決めるものとする。
- (6)保守点検の結果、機器の故障等により修繕の必要がある場合は、速やかに報告しなければならない。
- (7)修繕の施工については、発注者と受注者の協議のうえ実施するものとする。

4 業務完了届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく発注者に対して「受託業務報告書」を提出しなければならない。

消防用設備一覧(1)

設備の種類 建物名称			消火器具	自動火災報知設備					
			消火器	受信機・中継器	感知器			地区音響装置	発信機
					差動式スポット型	定温式スポット型	煙式スポット型		
			(台)	(台)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)
1	本館棟	1階	6	1	22	5	4		1
		2階	6		26	2	7		1
		3階	1				1		1
		E V					1		
		屋外	1						
2	第1キャビン		1		2	1		1	1
4	第2キャビン		1		2	1		1	1
6	シャワー棟		2						
2	多目的ホール		4			13		1	1
7	灰捨て場		1						
5	旧・管理棟		4						
		中一倉庫	3						
8	屋外キュービクル		1						
9	野外食堂		1						
計			32	1	52	22	13	3	6

○自動火災報知設備受信機

【製造者】 松下電工株式会社 B V F 3320 H 2008 年製

【型式等】 受第 19～9号 P型Ⅰ級 12 回線

【予備電源】 D C 24 V 2.5Ah

消防用設備一覧(2)

設備の種類 建物名称			ガス漏れ火災警報設備			火災通 知設備	非常警報器具及び設備			
			受信機・中継器	ガス漏れ検知器	警報装置	火災通報装置	放送設備			非常ベル
							起動装置	増幅器等	スピーカー	
			(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)
Ⅰ	本館棟	Ⅰ階	Ⅰ			Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	27	
		2階		Ⅰ					30	
		3階							Ⅰ	
		E V							Ⅰ	
		屋外								
		Ⅰ階 EPS 内								
9	野外食堂									Ⅰ
計			Ⅰ	Ⅰ	0	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	59	Ⅰ

○ガス漏れ火災警報設備 受信機

【製造者】 松下電工株式会社

【型式等】 受第 19～9 号

【予備電源】 D C 24 V 2.5Ah

○火災報知設備

【製造者】 松下電工株式会社

【型式等】 火通-023 号 2008 年製

【予備電源】 D C 12 V 0.8Ah

○非常警報器具及び設備 増幅器

【製造者】 T O A 株式会社 2008 年製

【型式等】 鑑認放第 14～207 号 F S - 991

【予備電源】 D C 24 V 6.0Ah

○非常警報器具及び設備複合装置

【製造者】 パナソニック電工株式会社

【型式等】 鑑認非第 13～20 号

【予備電源】 D C 6 V 0.29Ah

消防用設備一覧(3)

設備の種類 建物名称			誘導灯及び誘導標識					防排煙設備		
			誘導灯				発信機： 表示灯	ベル	煙感知器	防火扉
			避難口 (B L級)	避難口 (C級)	標識板	通路 (B L級)				
			(台)	(台)	(台)	(台)				
1	本館棟	1 階	4	6		3	1			
		2 階	6	1	1	2	1		4	2
		3 階					1			
		E V								
		屋外								
		1 階 EPS 内								
2	第 1 キャビン		1				1	1		
3	第 2 キャビン		1				1	1		
4	多目的ホール		2				1	1		
計			14	7	1	5	6	3	4	2

○誘導灯及び誘導標識信号装置

【製造者】 松下電工株式会社 FF90054K

【認定番号】 S22A-21 2008 年製

【予備電池】 FK373×2

○防排煙設備連動制御盤

【製造者】 松下電工株式会社 BVF 3320H 2008 年製

【認定番号】 受第 19~9 号 P 型 I 級 8 回線

【予備電源】 D C 24 V 2.5Ah

昇降機設備保守点検業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター内に設置しているエレベーター

2 対象物件

乗用エレベーター（車椅子仕様） 1 基

※仕様は別紙①参照

3 業務内容

- (1)エレベーターについて、正常かつ良好な状態を保つため、保守点検業務を行う。
- (2)エレベーターの保守点検は、毎月 1 回（法定点検）とする。
- (3)業務の範囲については、別紙②のとおりとし、無償で修理又は部品交換をするものとする。
- (4)保守点検の結果、機器の故障等により修繕の必要がある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (5)修繕の施工については、発注者と受注者の協議のうえ実施するものとする。
- (6)建築基準法第 12 条第 2 項規定の「定期点検」を年 1 回実施して、吹田市へ報告手続きを行うものとする。

4 適用除外項目

- (1)カゴの床タイル（床板含む）、昇降路周壁、三方柵、出入口扉（付属品は除く）敷居の修理取替え、塗装替え、清掃。
- (2)押し釦(ボタン)カバー、インジケーターカバー、操作盤カバーの修理、取替え及びメッキ直し、清掃。
- (3)修理及び取替工事の範囲は、昇降機を正常に使用する場合に生じる磨耗及び損傷に限るものとし、天災、不可抗力、取扱い不注意等による取替工事。

5 業務完了届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく甲に対して「エレベーター作業報告書」を提出しなければならない。

エレベーター仕様	
用途・形式	乗用（車椅子仕様）
制御方式	可変電圧可変周波数制御方式（インバータ式）
操作方法	セレクトブコレクティブ（集合全自動方式）
積 載 量	750 kg・定員 11 名
速 度	45 ㎞／m i n
停止箇所	1・2・PH階 計3箇所
動力用電源	A C－3 Φ 210V 60H z
照明用電源	A C－1 Φ 100V 60H z
巻上電動機	3.5KW
か ご 内 法	開口 1,400 mm×奥行 1,350 mm
出 入 口	幅 900 mm×高さ 2,100 mm
戸 形 式	二枚戸 両引き式
基 本 仕 様	マルチビームドアセンサー
	気配りドア
	敷居間隔 10 mm
	地震時管制運転（P波、S波）
三 方 枠	全階：ステンレスヘアライン仕上
乗 場 扉	全階：鋼板塗装仕上
乗場インジプレート	全階：ステンレスヘアライン仕上
カゴ室天井	デラックスタイプ
カゴ室壁	化粧鋼板
カゴ室床	樹脂タイル（＋2）
特 記 事 項	地震時管制運転（P波、S波）
	火災管制運転
	停電時自動着床装置
	車椅子仕様
	乗場全階：防犯窓付
	カゴ手摺、操作盤プレート、巾木、ステンレスヘアライン仕上
	福祉まちづくり条例
	乗場全階：遮煙機能付（防火設備）
	非常放送スピーカー付
耐震クラス	インターホ用配線（昇降路～管理室までの 15 ㎞）
	A級

乗用エレベーター 点検項目及び内容

巻上機及び 巻上電動機	1. 電動機巻線替え 2. 電動機メタル取替及びベアリング取替 3. スリップリング切削研磨及びカーボン刷子取替 4. ギャーオイル取替及びオイルシール取替 5. ウォームギャー取替 6. ウォームキイル取替 7. 主シーブ取替 8. ウォームシャフトメタル取替 9. 電磁ブレーキライニング取替 10. 電磁ブレーキプランジャー取替 11. 電磁ブレーキコイル取替 12. 各部ピン及びブッシュ類取替
ガバナーマシン	1. シャフト取替 2. メタル及びベアリング取替 3. プーリー取替 4. 接点取替 5. 各部ピン及びブッシュ類取替
制 御 盤	1. リレーコイル取替 2. 各リレー可動及び固定接点及びコード線取替 3. セレン整流器取替 4. 抵抗管取替 5. ステッピングリレー取替 6. 変圧器取替 7. 各部配線取替 8. 電流計及び電圧計取替 9. O. C. R取替 10. 各ノーヒューズブレーカ取替

昇降機関係	1. 主ロープ取替 2. ガバナワイヤーロープ取替 3. ファイナルリミットスイッチ及びリミットスイッチ取替 4. 切換スイッチ取替 5. カウンタ吊車、溝車削正 6. カウンタ吊車ベアリング取替 7. カウンタガイドシュー取替 8. 主レール及びカウンタレール芯出し、締付直し 9. 油式バッファ油取替 10. ロープソケット取替 11. ロープソケットスプリング取替 12. 塔内配線配管取替
乗 場 関 係	1. ドアレール取替 2. ハンガー式取替 3. ドアシュー取替 4. 戸当りゴム取替 5. 錠スイッチ接点取替 6. 戸閉スイッチ接点取替 7. ドアーレバー取替 8. ドアーレバーピン及びメタル取替 9. セイフティシュー式取替 10. 押釦取替（カバー除く） 11. ランプソケット取替 12. 位置スイッチ取替
戸 閉 機 械	1. ドアー用電動機巻線取替 2. ドアー用減速機取替 3. ドアー用電動機ブレーキコイル取替 4. ドアー用減速機ギヤオイル取替 5. ドアー用油圧ユニット内作動油取替 6. ドアー用シリンダパッキン取替 7. ドアー用油圧ポンプ取替 8. ドアー用油圧ソレノイドコイル取替

カゴ関係	1. ガイドシュー取替 2. ルブリケータ取替 3. 着床リレー式取替（近接スイッチ） 4. カゴ上操作盤各スイッチ取替 5. 非常停止装置分解手入れ 6. 制御ケーブル取替 7. カゴ内操作盤スイッチ及びソケット取替 8. セイフティシュー式取替 9. 電話機取替 10. 蛍光灯取替 11. 扇風機捲線取替
------	---

自動扉保守点検業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター内に設置している自動扉

2 対象物件

自動扉（DS-75D）ナブテスコ製 2 台

3 対象範囲

(1) ドアエンジン駆動部装置

(2) ドアエンジン懸架部装置

(3) ドアエンジン制御部装置

(4) ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ

4 対象範囲外

○ 建具類（硝子、サッシ、振れ止め、ガイドレール類、鍵錠等）

5 業務内容

(1) 自動扉について、正常かつ良好な状態を保つため、保守点検業務を行う。

(2) 自動扉の保守点検は、年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）とする。

なお、日程については発注者と受注者の協議のうえ決めるものとする。

(3) 保守点検の結果、機器の故障等により修繕の必要がある場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(4) 修繕の施工については、発注者と受注者の協議のうえ実施するものとする。

(5) 定期点検以外における故障時については、発注者からの連絡があれば、技術員を派遣し、本装置の点検及び調整を行うものとする。

6 保守点検項目

(1) ドアエンジン装置各部の点検及び調整

(2) ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整

(3) ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整

(4) ドアの正常動作状態（ドアの異常振れ、振動、騒音等）の点検及び調整

(5) 消耗部品の点検及び消耗著しい部品の取替

7 費用負担

○ 発注者の負担の範囲

(1)発注者の要望による本装置の仕様変更や改造に伴う工事費及び派遣費

(2)契約対象自動扉装置の更新及び移設に伴う工事費及び派遣費

○受注者の負担の範囲

定期点検及び故障修理時の技術サービス員の派遣費及び下記における部品交換

○本装置のヒューズ、作動オイル、潤滑油標準ライナ、ボトル類、ビス類

○その他の負担の範囲

受注者の負担の範囲以外における取替部品費用は発注者の負担とする。

但し、その時における取替工事費及び派遣費は受注者の負担とする。

8 業務完了届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく発注者に対して「自動ドア保守点検報告書」を提出しなければならない。

衛生設備保守点検及び浴槽循環配管内洗浄除菌業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター内における衛生設備

2 対象物件等

設備名称等	
衛 生 設 備	○浴槽ろ過装置
	○ポンプ類
	○タンク・熱交換器
	○飲料水水質
	○厨房設備
★浴槽循環配管内洗浄除菌	

※ 衛生設備保守点検項目及び内容等は、別紙①のとおり

3 業務内容

- (1)衛生設備（浴槽ろ過装置、ポンプ類、タンク・熱交換器、飲料水、厨房設備）の点検及び検査については別紙①に基づき実施するものとする。
- (2)浴槽循環配管内洗浄除菌業務については、別紙①に基づき実施するものとする。
- (3)保守点検の時期については、発注者と受注者の協議のうえ、実施するものとする。
- (4)保守点検の結果、機器の故障等により修繕の必要がある場合は、速やかに報告しなければならない。
- (5)修繕の施工については、発注者と受注者の協議のうえ実施するものとする。

4 業務完了届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく発注者に対して受託業務完了届とともに、成果品を提出しなければならない。

点検項目及び内容	数量	点検回数等
○浴槽ろ過装置点検		
男／女浴槽ろ過装置（薬注装置）	2 組	定期点検（年 6 回）
殺菌剤補充	一式	施設負担
水質分析（3 項目）	1 検体	月 1 回（2 系統）（濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌）
※夏期は（6 月～9 月）4 項目		上記 3 項目＋レジオネラ属菌
★浴槽循環配管内洗浄除菌作業	一式	年 1 回（男／女浴槽） （除菌剤及びその他消耗品含む）
○ポンプ類点検		
加圧給水ポンプユニット	1 組	定期点検（年 2 回）
給湯循環ポンプ	1 台	//
OMソーラー熱回収 1 次ポンプ	1 台	//
OMソーラー熱回収 2 次ポンプ	1 台	//
男／女浴槽昇温ポンプ	2 台	//
排水ポンプ	1 組	//
地中採熱循環ポンプ	1 台	//
補給水ポンプ	1 台	//
○タンク・熱交換器点検		

受水槽（有効 11 m ³ ）	1 基	定期点検及び清掃（年 1 回）
予熱槽（有効 1.5 m ³ ）	1 基	//
プレート式熱交換器	1 台	簡易点検（年 2 回）
密閉式膨張タンク	各 5 台	定期点検（年 2 回）
（給湯系、男／女ろ過系、過熱系、冷却水系）		
補給水タンク	2 台	定期点検（年 2 回）
○飲料水水質検査		
水道法 16 項目	1 検体	年 1 回
水道法 11 項目	1 検体	//
消毒副生成物 12 項目	1 検体	//
簡易専用水道法定検査	一式	//
○厨房設備点検		
厨房機器及び周辺配管類	1 式	定期点検（年 1 回）
厨房グリストラップ清掃	1 台	定期清掃（年 4 回）

空調設備保守点検業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター内における空調設備一式

2 対象物件等

設備名称	回 数
○空冷ヒートポンプエアコン 定期点検（室内機フィルター清掃含む） 室内機フィルター清掃	年 2 回 年 4 回
○水熱源ヒートポンプビル用マルチエアコン 定期点検（室内機フィルター清掃含む） 室内機フィルター清掃	年 2 回 年 4 回
○ガスヒートポンプビル用マルチエアコン 室外機定期点検 室内機定期点検（室内機フィルター清掃含む） 室内機フィルター清掃	年 1 回 年 2 回 年 4 回
○送風機、全熱交換器型換気扇 定期点検（全熱交換器型換気扇フィルター清掃含む） 全熱交換器型換気扇フィルター清掃	年 2 回 年 2 回

※ 設備詳細は、別紙①のとおり

3 業務内容

(1)仕様書 2 項に記載している対象物件等の定期点検

なお、点検の内容については別紙②のとおりとする。

(2)保守点検実施日時については、発注者と受注者の協議の上、決めるものとする。

(3)保守点検の結果、機器の故障等により修繕の必要がある場合は、速やかに報告しなければならない。

(4)修繕の施工については、発注者と受注者の協議の上実施するものとする。

4 業務完了届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく発注者に対して受託業務完了届とともに、成果品を提出しなければならない。

設備詳細

種 別 ・ 型 式				台数	設置場所
空冷ヒートポンプ エアコン	A C P-I		標準 ^ハ 7 ^イ 7 ^タ 天井埋込 ^ダ 外型	14	宿泊室（2階）
	A R F-I		熱回収型外調機	1	屋 上
水熱源ヒートポンプ ビル用マルチエアコン	W H P-I		内機	2	食堂（2階）
	//	-1	外機	1	屋 上
ガス空冷ヒートポンプ エアコン	G H P-I		外機	1	//
	//	-1	内機 天井埋込カセット型	4	事務室（1階）
	//	-1-1	//	1	医務室（1階）
	//	-2	//	1	男子更衣室（1階）
	//	-3	//	1	女子更衣室（1階）
	//	-4	//	1	カウンセラー室（1階）
	//	-5	//	1	警備員室（1階）
	//	-6	//	1	保健室（2階）
	G H P-2		外機	1	屋 上
	//	-1	内機 天井埋込カセット型	6	研修室（1階）
	//	-2	//	2	会議室（1階）
	//	-3	//	2	工作室（1階）
	G H P-3		外機	1	屋 上
	//	-1	内機 天井埋込カセット型	1	男子更衣室（1階）
	//	-2	//	1	女子更衣室（1階）
	//	-3	//	1	小浴室脱衣室（1階）
	//	-4	//	4	ホール（1階）
	G H P-4		外機	1	
	//	-1	内機 天井埋込カセット型	1	ホール（1階）
	//	-2	//	1	//
	//	-3	//	1	ホール（2階）
	G H P-5		外機	1	
	//	-1	内機 天井埋込カセット型	2	ホール（1階）
	//	-2	//	1	//
	//	-3	//	1	ホール（2階）
	//	-4	//	1	//
送風機			片吸込シロッコ	1	屋 上
全熱交換型換気扇			天井埋込型	20	
			天井カセット型	3	

定期点検・作業内容

① 空冷ヒートポンプエアコン

点検項目	点検内容
据付状態の点検	基礎異常の有無
	防振装置異常の有無
	配管類支持の良否
	周囲環境の良否
電気系統点検	絶縁抵抗測定
	各端子点検・増締
	クランクケースヒータ点検
冷触系統点検	ガスリークテスト
	配管系統外観点検
送風機系統点検	ベルト・プーリ点検調整
	軸受点検給油
	ファンローター点検
	回転方向確認
熱交換器系統点検	ファンコイル点検
	エアフィルター点検清掃
排水系統点検	ドレンパン点検
	排水確認
安全装置点検調整	圧力開閉器
運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無
	各計器による総合判定 (電圧・電流・圧力・温度)
	熱交換状況の判定 (空気・冷触温度)
	制御機能の判定 (温度・圧力・タイマー制御)

② 水熱源ヒートポンプエアコン

点検項目	点検内容
据付状態の点検	据付勾配点検
	防振装置異常の有無
	配管類支持の良否
電気系統点検	絶縁抵抗測定
	各端子点検・増締
排水系統点検	ドレンパン点検清掃
	ドレンホース点検
冷却水系統点検	流水・漏れの確認
	制御弁開度確認
エアフィルター点検	目詰まりの有無
	プレフィルター清掃
運転調整・データ採取	電気特性測定 (電圧・電流)
	熱源水流量確認
	熱交換状況の測定 (空気温度)
	送風機系統点検
	ドレン板点検
	安全装置作動テスト
	異音・異常振動の有無
	制御機能の判定 (温度制御)

③ ガスヒートポンプエアコン

点検項目	点検内容
据付状態の点検	基礎異常の有無
	防振装置異常の有無
	配管類支持の良否
	周囲環境の良否
エンジン系統点検	起動状況
	排気状況・排気ホース等
エンジン系統点検	調速状況・スピコン部品
	バルブクリアランス
	点火プラグ・プラグキャップ
	タイミングベルト
	エアエレメント
	エンジンストップクリアランス
オイル燃料系統点検	オイル・オイルレベル
	オイルエレメント
	オイル・ガス漏れ
	ゼロガバナ・ダイヤフラム
	ガスホース・電磁弁
電気系統点検	ハイテンションコード・コードプラグ
	バッテリー状況
	電気配線状況
	スタータモーター
	オルタネータ・ベルト
	ファンモータ類
冷却水系統点検	冷却水ポンプ
	ラジエータキャップ・ホース
	排ガス熱交換器
冷触系統点検	コンプレッサー
	配管状況・冷媒漏れ
	ベルト類
室内機点検	送風機系統点検 (軸受点検) (ファンローター点検)
	熱交換器系統点検 (ファンコイル点検) (フィルター点検)

	ドレンパン点検
運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無
	各計器による総合判定 (圧力・温度)

④ 送風機

点検項目	点検内容
据付状態の点検	据付状態の点検
	防振装置異常の有無
	キャンバスの損傷
電気系統点検	絶縁抵抗測定
	各端子点検・増締
送風機系統点検	ベルト・プーリー点検調整
	軸受点検給油
	ファンローター点検
	回転方向確認
運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無
	各計器による総合判定 (電圧・電流)
	搬送状況の判定

⑤ 全熱交換器型換気扇

点検項目	点検内容
据付状態の点検	据付状態の点検
	防振装置異常の有無
	ダクト類支持の良否
	空気漏れの有無
電気系統点検	絶縁抵抗測定
送風機系統点検	軸受点検
	ファンローター点検
エレメント点検	表面の点検・清掃
チャッバー内点検	エアフィルター点検清掃
	雨水等浸入の有無
運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無
	各計器による総合判定 (電圧・電流)

廃棄物処理業務仕様書

- 1 委託業務の作業は、午前9時から行い、その作業にあたっては、所定の場所に出されたごみを完全に収集し、その周囲の清潔保持に努めること。
- 2 収集運搬車両は、原則として有蓋車を使用し、無蓋車による場合は、運搬中必ず車両シートを被せ、ごみが飛散しないようにすること。
- 3 収集運搬に際しては、必ず2人以上乗車すること。特に、車両の運行及び管理については最善の注意を払うこと。
- 4 資源ごみとして排出されたものについては、必ず再資源化をおこなうものとする。
- 5 委託業務の受注者（使用人含む。）は、委託業務の実施中に市民等とのトラブルや事故が発生した場合は、臨機の処置をとり、発注者に速やかに連絡するとともに、書面により報告すること。

施設整備に伴う業務仕様書

- 1 業務名称
吹田市自然体験交流センター施設整備に伴う業務
- 2 業務の目的
施設利用者の利便性の向上や安全性を図るため、施設整備に伴う業務を委託するものです。
- 3 業務の内容
(1)落葉清掃、竹林管理
(2)簡易な営繕作業
- 4 業務の時間
午前 9 時 30 分から午後 4 時まで（うち休憩時間 1 時間）
- 5 そ の 他
(1)業務に係る原材料費等は受注者の負担とする。
(2)業務終了後、業務終了報告書を作成し提出すること。
(3)仕様書に明記されていない事項は双方協議して定める。

除草業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター敷地内における除草

2 業務時間

開所日の午前 9 時 30 分から午後 4 時まで

※業務の都合上、休所日及び上記時間外で業務を行う必要がある場合は、事前に甲の許可を得るものとする。

3 業務内容

(1)除草場所 発注者の指定する場所

(2)除草方法 草刈機を使用し、雑草等を根こそぎ刈り取ること。

刈り取った雑草等は、発注者の指定する場所に運搬すること。

4 留意事項

- ・施設及び他の植栽植物を損傷しないよう十分注意すること。
- ・業務の遂行にあたっては、第三者に損害等を与えないよう万全の対策をとらなければならない。
- ・発注者の指示に従い、刈り残し等のないよう実施すること。

5 業務報告届

受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく発注者に対して業務報告を提出しなければならない。

受託業務に不備があった場合は、発注者の指示に従いその補完を行わなければならない。

寝具類賃貸借契約業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター内で使用する寝具一式

2 対象商品等

品 名	数量	規 格	寸 法 (cm)	備 考
寝 具 一 式	枕	パイロン	28*45	白
	掛布団	中材ポリエステル 100% 0.8kg	140*200	ウォッシュابل 白ホック付
	肌掛布団	中材ポリエステル 100% 0.8kg	140*200	ウォッシュابل ベージュホック付
	ベットパット	T/C 65/35 ポリエステル綿入	90*200	白
	オムニマット	3分割 丸洗可能	84*189	白
	スリーピングシート	T/C 65/35 筒型	120*200	白

3 納入場所

吹田市自然体験交流センター
吹田市藤白台5丁目20番1号

4 納入方法

寝具類の納入については、洗濯を済ませた衛生的な商品を納入すること。

- (1)寝具一式（枕、掛布団、肌掛布団、ベットパット、オムニマット）については、甲が必要とする枚数を年度当初及び発注者から追加の発注を受けた後に納入する。
- (2)スリーピングシートについては、発注者から発注を受けた後、期日を厳守して随時納入する。
- (3)追加の納入の必要性が生じた場合は、発注者と受注者で別途協議する。

5 洗濯方法

- (1)寝具一式（枕、掛布団、肌掛布団、ベットパット、オムニマット）については、契約期間内2回及び発注者が追加発注した寝具を洗濯する。
- (2)なお、寝具一式における洗濯時期については、発注者と受注者で別途協議する。
- (3)スリーピングシートについては、使用する毎に洗濯する。

6 費用負担

- (1)小破損及び納入に要する費用は、受注者の負担とする。
- (2)紛失及び大破損等の理由により受注者に返却できない場合は、発注者と受注者で別途協議する。

7 保有数量及び納入時期

(1) 寝具一式

(枕、掛布団、肌掛布団、ベットパット、オムニマット)【各 190 組】

○ 年度当初

(2) スリーピングシート【予定数量 7,800 枚】

○ 随 時

※ ストック枚数、最大 1,000 枚を確保できるよう発注者と受注者で協議する。

食堂運営業務仕様書

1 対 象

吹田市自然体験交流センター内の食堂運営

2 業務内容

利用者に対する給食の調理、野外炊飯用の食材の提供及び嗜好品等の食材準備ならびに
食堂・厨房及び付属設備の衛生管理

ア 利用時間（参考）

朝食 7時30分から 9 時まで

昼食 11時30分から 13時まで

夕食 17時30分から 19時まで

イ 現行の食事料金（参考）

食堂	朝食	昼食	夕食
	680 円	760 円	990 円

ウ 食事形態（参考）

配膳及び下膳はセルフサービス方式とする。

エ 食堂利用の申し込み（参考）

食堂等の申し込みは、利用日の 14 日前までに報告を受ける。なお、食数の変更については、
6 食以上は 7 日間まで、5 食以内であれば前日まで受け付ける。それ以降の変更等はその都度
対応を協議する。

オ 安全・衛生

- ・ 給食に際しては、保健衛生に万全の注意を払い、食品衛生法及びその他の関係法令等を遵守し、十分な栄養と良好な嗜好を有する給食が提供できるよう努めること。
- ・ 食材については、新鮮なものを適量搬入し食材は当該食品に適した状態で保存すること。
- ・ 厨房機器の清掃作業を適宜行い、食品等が汚染状態にならないように管理すること。
- ・ 各食毎に検食を行い、その保存については食品衛生法に定められた期間とする。
- ・ 厨房は 1 日 1 回以上、食品庫は月 1 回以上、清掃する。

厨房に従事する従業員に検便を受けさせるとともに、定期的に健康診断を受けさせ、良好な状態を維持させること。

カ アレルギー対応

- ・ アレルギー対応食の提供を行うこと。

害虫防除作業業務仕様書

1 対 象

自然体験交流センター敷地内全体

2 業務内容

(1) 実施回数は、年2回(原則として6月及び11月)とする。

ア 6月実施分(対象虫⇒ゴキブリ・ムカデ)

施工方法 ハンドスプレーヤーによる残留噴霧処理・粘着トラップによるモニタリング・捕獲

使用薬剤 ゴキブリ⇒サフロチン MC ムカデ⇒サイペーレ SC

施工範囲 ゴキブリ⇒館内水廻り、厨房、全トイレ(野外トイレ含む)、湯沸所

ムカデ ⇒建屋外周壁立ち上がり1m、地面50cm部分、窓枠サッシ

イ 11月実施分(対象虫⇒ゴキブリ・カメムシ)

施工方法 ハンドスプレーヤーによる残留噴霧処理・粘着トラップによるモニタリング・捕獲

使用薬剤 ゴキブリ⇒サフロチン MC カメムシ⇒サイペーレ SC

施工範囲 ゴキブリ⇒館内水廻り、厨房、全トイレ(野外トイレ含む)、湯沸所

カメムシ⇒建屋外壁及び窓枠サッシ

(2) 業務を完了したときは、害虫防除作業業務報告書を提出しなければならない。

防犯カメラ運用保守業務仕様書

この仕様書は吹田市自然体験交流センター（以下「センター」という。）に設置する防犯カメラ並びにその他関係機器の管理運用、保守に関して必要な事項を定めるものとする。

1 実施場所

吹田市藤白台 5 丁目 20 番 1 号
吹田市自然体験交流センター

2 委託期間

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

3 防犯カメラ設置目的及び台数

センター内の施設管理及び治安維持のため 4 台

4 業務内容

- (1) 画像記録の適正な管理・保存
- (2) 画像記録利用時の対応
- (3) 警察等捜査機関からの画像記録提供要請への対応
- (4) 防犯カメラに関する苦情対応
- (5) 各機器の外観点検
- (6) 機能動作確認
- (7) 塵や埃の除去
- (8) システムの調整

※保守点検は年 1 回行うものとする

5 留意事項

- (1) 実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律、吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例、吹田市教育委員会地域教育部防犯カメラの設置及び管理に関する基準を遵守すること。
- (2) 画像記録装置及び画像の記録媒体については、施錠できる安全な場所に保管するとともに、常にその状況を点検すること。
- (3) 画像の保存期間は、法令等に基づく場合を除き、7 日間とし、保存期間終了後は速やかに消去するものとする。画像が記録されている記録媒体が不要となった場合は、破砕処分を行うものとする。画像から知り得た個人情報が他に漏れることのないように、又は不当な目的のために利用されることがないように努めること。
- (4) 防犯カメラの設置場所付近に防犯カメラを設置している旨を表示すること。

- (5) 防犯カメラの運用時間は、終日とする。ただし、管理責任者が特に認めるときは、この限りでない。
- (6) 画像を保存するときは、撮影時の状態のまま記録し保存すること。記録した画像を加工し、又は複写してはならない。
- (7) 画像及び記録媒体について、防犯カメラ設置目的の範囲を超えての目的外利用及び第三者への外部提供を行ってはならない。ただし、警察等捜査機関から画像の提供要請があった場合は、法的手続きに基づく照会文書の提出を求め、管理責任者の判断のもと、適正に対応しなければならない。
- (8) 画像提供を行ったときは、管理責任者に報告するとともに、センター防犯カメラ画像管理台帳に必要な事項を記録しなければならない。

6 保守に関する留意事項

- (1) 技術者は技術、素行ともに優秀であるとともに作業は制服着用の上で行うこと。
- (2) クリーニングについては、シンナーやベンジンは使用せず、清潔な柔らかい布で行い、汚れがひどい時は水で薄めた中性洗剤を布につけて拭き、後から乾拭きを行うこと。
- (3) 個人情報の保護に関する法律、吹田市個人情報の保護に関する法律施行規則及び吹田市教育委員会地域教育部防犯カメラの設置及び管理に関する基準を遵守し、映像情報は適切に取り扱うこと。

7 報告

- (1) 画像記録を利用又は提供した際は、発注者に書面で報告するものとする。
- (2) 各回の保守作業終了後、結果報告書を発注者に提出しなければならない。なお、作業完了に伴い検査を必要とするものについては発注者の検査を受けなければならない。

8 消耗品等の負担

- (1) 発注者の負担とするもの
整備、修理、点検、清掃に必要な電力、水。
- (2) 受注者の負担とするもの
軽微な消耗品

9 その他

- (1) 作業が他の受注者と関連する時は発注者を含め互いに協議、協力して行う。
- (2) 緊急時の対応については別途協議のうえ定める。

10 疑義の解決

この仕様書に疑義が生じた時は、発注者、受注者双方誠意をもって解決にあたるものとする。

吹田市教育委員会地域教育部防犯カメラの設置及び管理に関する基準

平成27年4月 1日制定

令和 8年4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市防犯カメラの設置及び運用に関する指針（平成27年3月6日制定。以下「指針」という。）第5項の規定に基づき、吹田市教育委員会地域教育部（以下「地域教育部」という。）の市施設における防犯カメラの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、指針の例による。

(管理体制)

第3条 地域教育部の市施設における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を行うために、次の管理体制を整える。

(1) 防犯カメラ統括責任者の設置

ア 防犯カメラの管理を一元的かつ効率的に行い、防犯カメラ管理責任者相互の円滑な連絡調整を図るため、防犯カメラ統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

イ 統括責任者は、部長を充てる。

(2) 防犯カメラ管理責任者の設置

ア 防犯カメラの適正な管理・運用を図るため防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

イ 管理責任者は、防犯カメラを管理する各室課の所属長を充てる。

(3) 防犯カメラ管理担当者の設置

ア 管理責任者を補佐する者として防犯カメラ管理担当者（以下「管理担当者」という。）を4名置く。

イ 管理担当者は、管理責任者が指名する。

(4) 指定管理者による管理

当該市施設の防犯カメラに関わる業務を指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、協定・委託契約等による個人情報保護に関する十分な措置を講じ、この基準の趣旨を遵守するように努めなければならない。

(設置場所等)

第4条 設置場所、設置台数、設置目的、統括責任者及び管理責任者は、別表に定めるとおりとする。

(安全管理及び漏えいの防止)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの安全管理及び画像の漏えいの防止について、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 画像記録装置及び画像の記録媒体については、施錠できる安全な場所に保管するとともに、常にその状況を点検する。

(2) 画像の保存期間は、法令等に基づく場合を除き、7日間とし、保存期間終了後は速やかに消去するものとする。画像が記録されている記録媒体が不要となった場合は、破碎処分を行うものとする。

(3) 画像から知り得た個人情報に他に漏れることのないように、又は不当な目的のために利用されることがないように努める。

(防犯カメラの設置の表示)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの設置場所付近に防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。

(防犯カメラの運用時間)

第7条 防犯カメラの運用時間は、終日とする。ただし、管理責任者が特に認めるときは、この限りでない。

(画像の保存方法)

第8条 画像を保存するときは、撮影時の状態のまま記録し保存する。記録した画像を加工し、又は複写してはならない。

(画像の提供)

第9条 管理責任者は、画像及び記録媒体について、防犯カメラ設置目的の範囲を超えての目的外利用及び第三者への外部提供を行ってはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項各号の規定に基づき目的外利用及び外部提供しようとするときは、利用目的、根拠法令、利用する記録範囲及び利用形態等について書面で確認した上で、その必要性を慎重に判断しなければならない。

(委託に係る措置)

第10条 管理責任者は、機器の保守管理に係る業務を外部に委託する場合は、契約書等に委託を受けたものが遵守すべき事項等（吹田市の保有する個人情報等保護管理要領第20条第1項各号に掲げる事項）を明記し、その徹底を図らなければならない。

(苦情処理)

第11条 管理責任者は、防犯カメラに関する苦情があったときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

Wi-Fi 保守業務仕様書

1 業務内容

災害時等の情報収集に活用できる環境整備を目的として、避難所運営時に避難者等に Wi-Fi 環境を提供する。

年に 1 回以上、発災時に備えて試験運転を行うこと。

(1) 施設に設置する Wi-Fi については、次に掲げる内容を実施すること。

- ア インターネット接続のための環境整備及び維持
- イ アクセスポイント S S I D 及びパスワード等の機器設定
- ウ 個人情報の保護、不正アクセスの禁止等のセキュリティ対策の実施
- エ アクセスポイントの運用管理及び障害時の対応
- オ 利用者の公衆無線 L A N (W i - F i) に関する問合せ対応
- カ 利用方法、接続手順の作成及び掲示

2 設置機器

株式会社ドコモ「home5G」 8 台

デマンド監視業務仕様書

1 対 象

自然体験交流センター内の電気使用量の監視

2 業務内容

(1) 一般財団法人関西電気保安協会(以下「関西電気保安協会」という。)の所有するデマンド監視装置を自然体験交流センターの高圧受電室内に、警報盤を事務所に設置して、電気使用量の状態を常時監視する。

また、デマンド監視装置の異常警報等が作動した場合には、対処するものとする。

(2) 電気保安協会デマンドWebサービスについては、電気保安協会の設置するデマンド監視装置の情報(警報・監視データ)を閲覧操作ができることとし、電気保安協会が定める利用規約を遵守することとする。

指定管理者制度導入施設へのキャッシュレス決済導入に係る考え方(抜粋)

Ⅰ 指定管理者が使用料等を徴収し市に収納する施設におけるキャッシュレス決済導入に係る考え方

(1) 指定管理者が導入可能なキャッシュレス決済手段

指定管理者制度導入施設において指定管理者に「使用料等の徴収事務の委託」を行っている場合は、地方自治法に基づき、指定管理者を指定公金事務取扱者として指定する必要があります。

指定公金事務取扱者制度において活用できる決済手段は、収納の効果が即時に及ぶものとする必要があることから、現金や資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（以下「プリペイド式支払手段」という。）※による取引に限定されています。

※ 第三者型前払式支払手段とは、いわゆるプリペイド（前払い）方式を指すものであり、クレジットカードなどのポストペイ（後払い）方式は含まれません。

区分		口座振替	コード決済		クレジットカード	電子マネー	
			プリペイド	ポストペイ		プリペイド	ポストペイ
指定管理者による公金の徴収	使用料等	○	○	×	×	○	×
	上記以外（雑入等）	×	×	×	×	×	×
自主事業に係る自己負担金等の徴収		○	○	○	○	○	○

(2) コード決済導入可否の検討

施設利用者の利便性向上を目的とし、プリペイド式支払手段のうち、コード決済を原則導入するものとします。

しかし、施設利用者の特性や指定管理者の導入・運用に係る負担が現運用を継続するよりも明らかに大きくなる場合※²を考慮し、導入を見送ることも可能です。その場合は理由を明確にできるようにしておく必要があります。

※ 例）年間取扱件数が10件未満の場合や口座振替で充足していると判断できるもの 等

(3) キャッシュレス決済の導入

本市では施設利用者の利便性向上を目的とし、キャッシュレス決済の導入を推進しています。キャッシュレス決済のうち、原則としてコード決済を導入してください。

なお、機器の導入及び別途決済システム提供会社との契約、手数料の支払い等は指定管理者による負担とします（応募に当たっては、経費の見積りに含めてください。）。

(4) 使用料等の徴収に関する業務

- 1 吹田市自然体験交流センター条例第 8 条に基づき使用料等の徴収を行うこと。また、使用料等を市へ納付すること。
- 2 キャッシュレス決済のうちコード決済（前払い式に限る）の導入を行うこと（決済システム提供会社と契約し、指定管理者名義の QR コードを施設に設置する。）。
コード決済に加えてその他のキャッシュレス決済の導入に当たっては「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段」とすること。
- 3 キャッシュレス決済により取扱いをした使用料等は、決済種別ごとの件数、金額を現金で徴収した使用料等とは別に管理すること。

2 コード決済導入に関する留意点について

(1) 導入方法

コード決済を導入しようとするときは、指定管理者が決済システム提供会社と契約し、指定管理者名義の QR コードを施設に設置することとします。

(2) 収納方法

吹田市財務規則第三十八条第四項に規定のとおり、指定管理者が徴収した使用料等を所定の期日までに指定金融機関、指定代理金融機関又は株式会社ゆうちょ銀行以外の収納代理金融機関に払い込む必要があります。

この場合、遅くともコード決済で徴収した使用料等については、指定管理者の口座に入金した翌日中に払い込みを行ってください。

(3) 返金（還付）方法

既納使用料の返金可能期間に施設使用の取消し及び還付申請があった場合は、施設使用取消し時に、コード決済の支払い取消しは行わず、原則として以下の取扱いにより、現金により返金を行う必要があります。

	市への収納前	市への収納後
還付方法 (10 割・5 割問わず)	還付申請者へ既納使用料を返金(指定管理者が立替え)	還付申請者へ既納使用料を返金(指定管理者が立替え) ⇒指定管理者から市へ還付金額を請求 ⇒市から指定管理者の口座へ還付金額を振込み

※コード決済に限らず、現金払いの場合もこの返金方法（指定管理者による立替え）を原則とします。

なお、指定管理者による立替えが難しい等の事情がある場合は、別途御相談ください。

(4) 自主事業と管理事業の管理徹底について

自主事業を実施する際は管理業務との経理を明確に区別する必要があるため、自主事業でコード決済を利用する際は、管理業務とは別の QR コードを発行するようにしてください。

別の QR コードの発行が困難な場合等は、明確に区別できるよう管理を徹底してください。

(5) その他

コード決済以外のキャッシュレス決済についても同様の扱いとします。

3 関係法令抜粋

地方自治法第二百四十三条の二

普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

地方自治法第二百四十三条の二の四第二項

2 指定公金事務取扱者（歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

地方自治法施行規則第十二条の二の十九

地方自治法第二百四十三条の二の四第二項（同法第二百四十三条の二の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、口座振替の方法、同法第二百三十一条の二第一項の規定による証紙による収入の方法、同条第三項の規定による証券をもつてする方法及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引とする。

資金決済に関する法律第三条第五項

5 この章において「第三者型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう。